

第21号議案

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、
同令を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年芦屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（園路及び広場）</p> <p>第2条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」とい</p>	<p>（園路及び広場）</p> <p>第2条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」とい</p>

改正後	改正前
う。) その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	う。) その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、
同令を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

引用する条の繰下げに伴う規定の整理（第2条関係）

3 施行期日

令和7年6月1日

参 照 2

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令抜粋
(.....部分は、令和7年6月1日施行)

(案内設備までの経路)

第22条 (第1項省略)

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

(第2号省略)